一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
三　当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称
四　信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法
五　信用格付の前提、意義及び限界

附　則

この命令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○財務省令第七号
内閣府
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直人**
財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　大畠　章宏

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第十八号を次のように改める。

十八　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ　当該会社の発行する社債（法第二十一条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

附　則

この命令は、平成二十三年一月四日から施行する。

○厚生労働省令第九号
内閣府

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第一項第一号、第五十八条の五第二項第二号及び第九十四条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直人**
厚生労働大臣　細川　律夫

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項第十二号を次のように改める。

十二　次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ロ　当該会社の発行する社債（法第五十八条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ　イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

第百二十二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とする。

附　則

この命令は、平成二十三年一月四日から施行する。

○農林水産省令第九号
内閣府

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十七第二項第二号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の三第二項第二号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第二項第二号並びに農業協同組合法第九十二条の四、水産業協同組合法第百二十一条の四及び農林中央金庫法第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の三十七第二項第三号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項第十三号イを次のように改める。

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

第三十五条第二項第十三号ハ中「又はロ」を「からニまでのいずれか」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

第五十七条の四中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とする。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項第十一号イを次のように改める。

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

第二十六条第四項第十一号ハ中「又はロ」を「からニまでのいずれか」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。